

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	福島市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/jouhouka-system/kurashi/mynumber/sedo/dokuji_riyou_list.html

執行機関名 福島市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	福島市子育て定住支援賃貸住宅条例(平成二十六年条例第三十九号)による入居等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第七の項 福島市子育て定住支援賃貸住宅条例(平成二十六年条例第三十九号)による入居等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第1条	福島市子育て定住支援賃貸住宅条例(平成二十六年条例第三十九号) 第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、子育てしやすい良好な居住環境を備えた住宅を供給することにより、市外へ避難している子育て世帯の帰還及び定住を促進し、もって本市の復興及び地域の活性化に寄与するため、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、子育て定住支援賃貸住宅(以下「子育て住宅」という。)及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		福島市子育て定住支援賃貸住宅条例(平成二十六年条例第三十九号) 福島市子育て定住支援賃貸住宅条例施行規則(平成二十六年規則第三十七号)